

金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等
に関する政令案 新旧対照条文

目次

一	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）	1
二	協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）	57
三	金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）	63
四	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）	68

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第四条 ―第十一条の二）</p> <p>第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に關する特別措置（第十二条―第二十四条の二）</p> <p>第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置（第二十五条―第三十条の二）</p> <p>第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第三十条の三―第三十条の六）</p> <p>第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置（第三十条の七―第三十条の二十二）</p> <p>第四章の四 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に關する特別措置（第三十条の二十三―第三十条の二十七）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第四条 ―第十一条）</p> <p>第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に關する特別措置（第十二条―第二十四条）</p> <p>第四章 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置（第二十五条―第三十条）</p> <p>第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置（第三十条の二―第三十条の四）</p> <p>第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に關する特別措置（第三十条の五・第三十条の六）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(定義)

第一条 この政令において、「金融機関等」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「子会社等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「株式移転設立完全親会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「協定銀行」、「株式交換完全親株式会社」、「合併等」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「協同組織中央金融機関等」、「組織再編成等」

(定義)

第一条 この政令において、「金融機関等」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「子会社等」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「株式移転設立完全親会社」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「経営強化計画」、「協定銀行」、「株式交換完全親株式会社」、「合併等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「協同組織中央金融機関等」、「実施計画」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項第十号、第十条第二項第二号、第十四条第一項、第十五条第三項若しくは第四項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条の二、第三十四条の十第一項、第三十四条の十五第一項、第三十四条の十六第一項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、子会社等、銀行等、金融組織再編成、株式移転設立完全親会社、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、経営強化計画、協定銀行、株式交換完全親株式会社、合併等、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、協同組織中央金融機関等、組織再編成等

実施計画、基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画、共同化措置実施計画又は協定をいう。

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記)

第八条の二 法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、同条第一項に規定する優先出資発行対象金融機関等が協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときにおける優先出資法施行令第十五条第三項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号及び第四号に」とする。

(合併等の認可に関する技術的読替え)

第十一条の二 法第十四条第十二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

組織中央金融機関等、実施計画又は協定をいう。

第二章 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

(新設)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十三条第四項		

<p>第十條第一項</p>	<p>対象子会社等</p>	<p>第十三條第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等(当該)</p>	<p>第七條第二項</p>	<p>による変更の登記</p>	<p>に係る変更の登記又は設立の登記</p>
<p>第十條第一項</p>	<p>対象子会社等</p>	<p>第十三條第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等(当該)</p>	<p>第七條第三項</p>	<p>第八十條、第八十條第一項、第八十五條及び第八十六條</p>	<p>第八十九條及び第九十條</p>
<p>第十條第一項</p>	<p>対象子会社等</p>	<p>第十三條第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等(当該)</p>	<p>第十四條第八項の規定による認可を受けて行う同條第一項に規定する場合等</p>	<p>同條中</p>	<p>これらの規定中</p>
<p>第十條第一項</p>	<p>対象子会社等</p>	<p>第十三條第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等(当該)</p>	<p>第十四條第八項の規定による認可を受けて行う同條第一項に規定する場合等</p>	<p>同條中</p>	<p>これらの規定中</p>

前条第一項	
当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等
当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等	当該経営強化計画に係る第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等

前条第一項	対象子会社等	第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出した対象子会社等
-------	--------	--------------------------------

	前条第三項	
	当該経営強化計画を提出した金融機関等又は対象子会社（当該経営強化計画を当該対象子会社と	当該経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

第三章 金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

（法第十七条第八項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

（新設）

第十七条の二 第八条の二の規定は、法第十七条第八項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、法第十七条第八項に規定する対象組織再編成金融機関等が優先出資法第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときについて準用する。

（法第十九条第一項の規定による承認を受けて行う優先出資の発行による変更の登記）

（法第十九条第一項の規定による承認に従った優先出資の発行による変更の登記）

第二十一条 法第十九条第五項において準用する法第八条第二項の規

第二十一条 法第十九条第五項において準用する法第八条第二項の規

定により金融機関等が法第十九条第一項の規定による承認を受けて行う優先出資の発行による変更の登記を行う場合における優先出資法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第十九条第一項の規定による承認を受けて行う優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（組織再編成金融機関等の株式交換等の認可等に関する技術的読替え）

第二十二條の二 法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を除く。）の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

定により金融機関等が法第十九条第一項の規定による承認に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における優先出資法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第十九条第一項の規定による承認に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（新設）

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第五項	<p>第五條第六項</p> <p>第三條第一項の申込みをした金融機関等又は同條第二項の申込みをした銀行持株会社等</p> <p>第十五條第一項の申込みをした第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金</p>	<p>第六條</p> <p>第二十三條第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画</p> <p>当該変更後の経営強化計画</p>

	<p>第二十条第三項</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1050 589 1361 757"></td> <td data-bbox="603 589 1050 757"> <p>第六条</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 757 1361 1010"></td> <td data-bbox="603 757 1050 1010"> <p>第二十三条第三項 又は第四項の規定 により経営強化計 画又は経営計画</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 1010 1361 1261"> <p>融機関等」という 。又は第十五条 第二項の申込みを した同条第四項に 規定する組織再編 成銀行持株会社等</p> </td> <td data-bbox="603 1010 1050 1261"> <p>当該変更後の経営 強化計画 当該計画提出金融 機関等又はその子 会社等の</p> </td> </tr> </table>		<p>第六条</p>		<p>第二十三条第三項 又は第四項の規定 により経営強化計 画又は経営計画</p>	<p>融機関等」という 。又は第十五条 第二項の申込みを した同条第四項に 規定する組織再編 成銀行持株会社等</p>	<p>当該変更後の経営 強化計画 当該計画提出金融 機関等又はその子 会社等の</p>	<p>準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金</p>
	<p>第六条</p>						
	<p>第二十三条第三項 又は第四項の規定 により経営強化計 画又は経営計画</p>						
<p>融機関等」という 。又は第十五条 第二項の申込みを した同条第四項に 規定する組織再編 成銀行持株会社等</p>	<p>当該変更後の経営 強化計画 当該計画提出金融 機関等又はその子 会社等の</p>						
<p>準用する</p>							

	<p>融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする</p>	
<p>第二十二條第四項</p>	<p>において、第六條中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二條第三項において「計画提出金融機関等」といい、第十二條第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と</p>	<p>において</p>
<p>（組織再編成金融機関等の合併等の認可等に関する技術的読替え） 第二十四條の二 法第二十四條第十一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>「計画提出金融機関等）」</p>	<p>「第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等）」</p>
<p>読み替える法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>

第十九条第五項

<p>第五條第六項</p>	<p>第六條</p>
<p>第三條第一項の申込みをした金融機関等又は同條第二項の申込みをした銀行持株会社等</p>	<p>第二十四條第三項又は第五項（これらの規定を同條第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画</p>
<p>第十五條第一項の申込みをした第十九條第一項に規定する計画提出金融機関等（次條において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五條第二項の申込みをした同條第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等</p>	<p>当該変更後の経営強化計画</p>

<p>第六條</p>	<p>第二十四條第三項又は第五項（これらの規定を同條第六項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画又は経営計画</p>	<p>当該変更後の経営強化計画</p>
------------	--	---------------------

	<p>第二十条第三項</p>	<p>当該金融機関等の 当該計画提出金融 機関等又はその子 会社等の</p>	<p>準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と読み替えるものとする</p>		<p>準用する</p>
<p>第二十二條第四項</p>	<p>において、第六条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二条第三項において「計画提出金融機関等」といい、第十二条第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等」とあるのは「当該計画提出金融</p>	<p>において</p>			

<p>第十九条第五項</p>	<p>読み替える法の規定</p>	<p>2 法第二十四条第十二項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。</p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 577 539 757"> <p>第五項</p> </td> <td data-bbox="539 577 901 757"> <p>第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 757 539 1265"> <p>第十五条第一項の申込みをした第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五条第二項の申込みをした同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等</p> </td> <td data-bbox="539 757 901 1265"></td> </tr> </table>	<p>第五項</p>		<p>第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等</p>	<p>第十五条第一項の申込みをした第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五条第二項の申込みをした同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等</p>		<p>読み替えられる字句</p>	<p>「計画提出金融機関等」</p>	<p>「機関等又はその子会社等」と</p>	
<p>第五項</p>	<p>第三条第一項の申込みをした金融機関等又は同条第二項の申込みをした銀行持株会社等</p>								
<p>第十五条第一項の申込みをした第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五条第二項の申込みをした同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等</p>									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 1265 598 1444"> <p>第六条</p> </td> <td data-bbox="598 1265 901 1444"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1444 598 1713"> <p>第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p> </td> <td data-bbox="598 1444 901 1713"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1713 598 2022"></td> <td data-bbox="598 1713 901 2022"> <p>当該変更後の経営強化計画</p> </td> </tr> </table>	<p>第六条</p>		<p>第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p>			<p>当該変更後の経営強化計画</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>「承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社」</p>	
<p>第六条</p>									
<p>第二十四条第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p>									
	<p>当該変更後の経営強化計画</p>								

<p>第二十条第三項</p>	<p>準用する。この場合において、同条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等の」と読み替えるものとする</p>	<p>準用する</p>						
<p>第二十二條第四項</p>	<p>において、第六条中「金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）とあるのは「第十</p>	<p>において</p>						
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="900 589 1356 757"> <p>第六條</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 757 1098 1010"> <p>当該金融機関等の</p> </td> <td data-bbox="1098 757 1356 1010"> <p>第二十四條第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 1010 1098 1263"> <p>当該計画提出金融機関等又はその子会社等の</p> </td> <td data-bbox="1098 1010 1356 1263"> <p>当該変更後の経営強化計画</p> </td> </tr> </table>	<p>第六條</p>		<p>当該金融機関等の</p>	<p>第二十四條第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p>	<p>当該計画提出金融機関等又はその子会社等の</p>	<p>当該変更後の経営強化計画</p>	
<p>第六條</p>								
<p>当該金融機関等の</p>	<p>第二十四條第九項又は第十項の規定により経営強化計画又は経営計画</p>							
<p>当該計画提出金融機関等又はその子会社等の</p>	<p>当該変更後の経営強化計画</p>							

		第二十三條第五項			
		「計画提出金融機関等」		<p>九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第十二条第三項において「計画提出金融機関等」といい、第十二条第一項又は第三項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等」と、</p> <p>「当該金融機関等の」とあるのは「当該計画提出金融機関等又はその子会社等」と</p>	
第六條	第二十四條第九項 又は第十項	当該金融機関等の	第二十三條第三項 又は第四項	第七條第二項	による変更の登記
第七條第三項	第八十條、第八十一條、第八十五條	当該計画提出金融機関等又はその子会社等の	第八十九條及び第九十條	又は設立の登記	に係る変更の登記
第六條	第二十四條第九項 又は第十項	第七條第三項	第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條	第二十四條第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等	
第六條	第二十三條第三項 又は第四項	第八十九條及び第九十條	第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等		

	<p>及び第八十六条 同条中</p>	<p>第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等</p>	<p>第十九条第三項</p>	<p>、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七条第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))</p>	<p>及び第七号から第九号までに掲げる要件</p>	
			<p>第十九条第五項</p>	<p>第十九条第五項の表第六条の項</p>	<p>第十九条第五項の表第六条の項</p>	
			<p>第十九条第五項</p>	<p>第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条</p>	<p>第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条</p>	<p>第八十九条及び第九十条</p>
			<p>第十九条第五項</p>	<p>第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条、第四十九条、第五十条、第五十一条、第五十二条、第五十三条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十二条、第六十三条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条、第七十五条、第七十六条、第七十七条、第七十八条、第七十九条、第八十条、第八十一条、第八十二条、第八十三条、第八十四条、第八十五条、第八十六条、第八十七条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十五条、第九十六条、第九十七条、第九十八条、第九十九条、第一百条</p>	<p>第八十条、第八十一条、第八十五条、第八十六条</p>	<p>第八十九条及び第九十条</p>

<p>を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受けを行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。</p>	<p>七 この項の規定による承認を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき、その処分をし、</p>
<p>七 変更後の経営強化計画に第十條第一項第五号ロに掲げる方が記載されているときは、当該方策の実施に より当該地域における中小規模の事業者に対す</p>	<p>七 変更後の経営強化計画に第十條第一項第五号ロに掲げる方が記載されているときは、当該方策の実施に より当該地域における中小規模の事業者に対す</p>

<p>の項</p>	<p>第十四条第一項に規定する合併等</p>	<p>に規定する株式交換等</p>
-----------	------------------------	-------------------

	<p>八 変更後の経営強化計画を提出した計画提出金融機関等により適切に資産の査定がされていること。</p>	<p>又は償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として政令で定める場合でないこと。</p>
<p>八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円</p>	<p>八 変更後の経営強化計画に第十六条第一項第五号ロに掲げる方が記載されていないときは、当該変更後の経営強化計画の実施により当該計画提出金融機関等又はその子会社等が業務を行っている地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方が当該地域における経済の活性化のために適切なものであること。</p>	

	第十九条第五項	第十九条第五項の表第六条の項		第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条	第二十四条第九項又は第十項	計画提出金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及び当該変更後の経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される金融機関等を含む。以下この条において同じ。）又はその子会社等
滑が阻害されないこと。	第八十九条及び第九十条	第二十三条第三項又は第四項	当該変更後の経営強化計画			

<p>第十九条第五項の表第七條第三項の項</p>	<p>第二十四條第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等</p>	<p>第二十三條第一項の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等</p>
<p>第十九條第六項</p>	<p>受けた同法第十七條第二項</p>	<p>受けた</p>
<p>第十九條第六項、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七條第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めによ</p>	<p>第十九號第六項、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。)並びに第九号に掲げる要件(第十七條第一項の規定による決定(第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。))を受けて協定銀行が協定の定めによ</p>	<p>及び第七号から第九号までに掲げる要件</p>

	前条第一項						
<p>り株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 757 751 1010">第二十四条第九項</td> <td data-bbox="226 757 651 1010">協定銀行が当該計画提出金融機関等</td> </tr> </table>	第二十四条第九項	協定銀行が当該計画提出金融機関等				
第二十四条第九項	協定銀行が当該計画提出金融機関等						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 1010 751 1263">第二十三条第三項</td> <td data-bbox="226 1010 651 1263">協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関</td> </tr> </table>	第二十三条第三項	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関				
第二十三条第三項	協定銀行が当該経営強化計画に係る第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="651 1263 751 1451">前条第一項</td> <td data-bbox="501 1263 651 1451">前条第三項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1451 751 1704">第二十四条第九項</td> <td data-bbox="501 1451 651 1704">又は第十項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="651 1704 751 1957">第二十三条第三項</td> <td data-bbox="501 1704 651 1957">又は第四項</td> </tr> </table>	前条第一項	前条第三項	第二十四条第九項	又は第十項	第二十三条第三項	又は第四項
前条第一項	前条第三項						
第二十四条第九項	又は第十項						
第二十三条第三項	又は第四項						

一 取得優先出資等のみを信託する信託の受益権であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 金銭の分配及び償還に関し当該信託に係る他の信託の受益権（以下この号、第二十九条及び第三十条の十八において単に「他の信託の受益権」という。）より優先するものであること。

ロ・ハ（略）

二 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）として定める資産流動化計画（同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下この号及び次号において同じ。）に従い発行される優先出資（同条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 剰余金の配当、消却及び残余財産の分配に関し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の優先出資（以下この号、第二十九条及び第三十条の十八において単に「他の優先出資」という。）より優先するものであること。

ロ・ハ（略）

三 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産として定める資産流動化計画に従い発行される特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に

一 取得優先出資等のみを信託する信託の受益権であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 金銭の分配及び償還に関し当該信託に係る他の信託の受益権（以下この号及び第二十九条において単に「他の信託の受益権」という。）より優先するものであること。

ロ・ハ（略）

二 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）として定める資産流動化計画（同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下この号及び次号において同じ。）に従い発行される優先出資（同条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 剰余金の配当、消却及び残余財産の分配に関し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の優先出資（以下この号及び第二十九条において単に「他の優先出資」という。）より優先するものであること。

ロ・ハ（略）

三 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託する信託の受益権のみを取得する特定資産として定める資産流動化計画に従い発行される特定社債（資産の流動化に関する法律第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に

掲げる要件の全てに該当するもの

イ 利息の支払及び元本の償還に關し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の特定社債（以下この号、第二十九条及び第三十条の十八において単に「他の特定社債」という。）より優先するものであること。

ロ・ハ （略）

（法第二十八条第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

第三十条の二 第八条の二の規定は、法第二十八条第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、法第二十八条第三項に規定する対象協同組織金融機関等が優先出資法第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときについて準用する。

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に關する特別措置

（協同組織金融機能強化方針の記載事項）

第三十条の三 法第三十四条の三第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農

掲げる要件の全てに該当するもの

イ 利息の支払及び元本の償還に關し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の特定社債（以下この号及び第二十九条において単に「他の特定社債」という。）より優先するものであること。

ロ・ハ （略）

（新設）

第四章の二 協同組織中央金融機関等に対する資本の増強に關する特別措置

（協同組織金融機能強化方針の記載事項）

第三十条の二 法第三十四条の三第一項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農

林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第三項に規定する信用事業をいう。第三十条の二十二第三号において同じ。）のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

（法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る優先出資又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合）

第三十条の四（略）

（法第三十四条の四第一項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記）

第三十条の五（略）

（法第三十四条の六第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合における優先出資の消却による変更の登記）

第三十条の六 第八条の二の規定は、法第三十四条の六第三項において準用する法第八条の二第二項の規定の適用がある場合において、

法第三十四条の六第三項に規定する協同組織中央金融機関等又は特別関係協同組織金融機関等が優先出資法第四十五条第一項後段の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事項の変更の登記をするときについて準用する。

林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第三項に規定する信用事業をいう。）のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

（法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る優先出資又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合）

第三十条の三（略）

（法第三十四条の四第一項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記）

第三十条の四（略）

（新設）

第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置

(新設)

(特例金融機関等又は特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項)

第三十条の七 法第三十四条の九の二第一項第五号及び第二項第五号

(新設)

に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。)の方針
- 二 財務内容(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例に関する技術的読替え)

第三十条の八 法第三十四条の九の二第三項の規定による技術的読替

(新設)

えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第十二項		

		前条第四項 の表第七條 第三項の項	
同法第五條第二項	株式交換等による 株式交換等による	第五十六條	第八十條、第八十 一條、第八十五條 及び第八十六條
	株式交換等	第五十六條	第八十條、第八十 一條、第八十五條 及び第八十六條
	株式交換等	第五十六條	第八十條、第八十 一條、第八十五條 及び第八十六條

(特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例)

第三十條の九 法第三十四條の九の二第三項の規定により法第五條第

(新設)

一項の規定を適用する場合における第七條第二号の規定の適用につ
いては、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、
「確保できる」とする。

(特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等
が提出する経営強化計画の記載事項)

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条第五項	<p>第十九条第 第五条第一項の規 第二十三条第一項</p>	<p>第十九条第 第五条第一項の規 第二十三条第一項</p>

第三十条の十 法第三十四条の九の三第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二 法第三十四条の九の二第一項に規定する特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

ロ 財務内容（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例に関する技術的読替え）

第三十条の十一 法第三十四条の九の三第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

（新設）

				第二十四条第十一項	
		<p>五項の表第七條第三項の項</p>		<p>第十九條第五項の表第七條第三項の項</p>	
<p>定による決定に従つた同條第二項に規定する議決権制限等株式</p>		<p>定による決定に従つた同條第二項に規定する議決権制限等株式</p>		<p>受けた同法第十七條第二項</p>	
<p>の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式</p>		<p>の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式</p>		<p>受けた</p>	
		<p>五項の表第七條第三項の項</p>		<p>第十九條第五項の表第七條第三項の項</p>	
<p>定による決定に従つた同條第二項に規定する議決権制限等株式</p>		<p>定による決定に従つた同條第二項に規定する議決権制限等株式</p>		<p>受けた</p>	
<p>の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式</p>		<p>の規定による認可を受けて行う同項に規定する株式交換等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式</p>		<p>受けた</p>	

				第二十四条第十二項	
<p>前条第五項の表第七條第三項の項</p>		<p>第十九條第五項の表第七條第三項の項</p>		<p>第十九條第五項の表第七條第三項の項</p>	
<p>第五條第一項の規</p>	<p>第五十六條</p>	<p>受けた同法第十七條第二項</p>	<p>限等株式</p>	<p>第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二項に規定する議決権制限等株式</p>	<p>條第二項</p>
<p>第二十四條第七項</p>	<p>第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條</p>	<p>受けた</p>	<p>決権制限株式</p>	<p>第二十四條第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式</p>	
<p>前条第五項の表第七條第三項の項</p>		<p>第十九條第五項の表第七條第三項の項</p>		<p>第十九條第五項の表第七條第三項の項</p>	
<p>第五條第一項の規</p>	<p>第五十六條</p>	<p>受けた</p>	<p>限等株式</p>	<p>第五條第一項の規定による決定に従つた同條第二項に規定する議決権制限等株式</p>	<p>條第二項</p>
<p>第二十四條第七項</p>	<p>第八十條、第八十一條、第八十五條及び第八十六條</p>	<p>受けた</p>	<p>決権制限株式</p>	<p>第二十四條第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四條第一項に規定する合併等による会社法第百十五條に規定する議決権制限株式</p>	

第三十条の十三 法第三十四条の九の三第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

(新設)

(特例協同組織金融機関に対して提出を求めることができる経営強化計画の記載事項)

第三十条の十四 法第三十四条の九の四第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(特例組織再編成協同組織金融機関に対して提出を求めることができる経営強化計画の記載事項)

第三十条の十五 法第三十四条の九の四第二項第五号に規定する政令

(新設)

で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
- 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に

掲げる事項

イ 剰余金の処分の方針

ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため

めの方策

（法第三十四条の九の四第五項の規定により適用する法第二十八条第一項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記

第三十条の十六 法第三十四条の九の四第五項の規定により読み替え

て適用する法第二十八条第三項において準用する法第八条第二項の規定により金融機関等が法第三十四条の九の四第五項の規定により適用する法第二十八条第一項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における優先出資法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第三十四条の九の四第五項の規定により適用する同法第二十八条第一項の規定による決定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（特定特例経営強化計画の記載事項）

第三十条の十七 法第三十四条の九の五第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新設）

（新設）

（特定特例経営強化指導計画の記載事項）

第三十条の十八 法第三十四条の九の五第二項第四号に規定する政令で定める事項は、法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る他の信託の受益権、他の優先出資又は他の特定社債であつて同項に規定する特定特例経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容とする。

（新設）

（特定特例協同組織金融機関に関する信託受益権等の要件の特例）

第三十条の十九 法第三十四条の九の五第五項の規定により法第二十五条第一項の規定を適用する場合における第二十五条の規定の適用については、同条第一号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該受益権の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」と、同条第二号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該優先出資の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」と、同条第三号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該特定社債の総額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するものでない」とする。

（新設）

〔法第三十四条の九の五第四項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記〕

第三十条の二十 法第三十四条の九の五第五項の規定により読み替えて適用する法第二十八条第三項において準用する法第八条第二項の規定により金融機関等が法第三十四条の九の五第四項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における優先出資法施行令第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第三十四条の九の五第四項の規定による決定に従った優先出資の発行であることを証する書面」とする。

（経営が改善した旨の認定の要件としての信託受益権等の処分等が困難と認められる場合）

第三十条の二十一 法第三十四条の九の八第四項第八号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資

（新設）

（新設）

等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

(法第三十四条の九の十四第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項)

第三十条の二十二 法第三十四条の九の十四第一項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

二 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業のみ^に充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

第四章の四 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

(組織再編成等実施計画の記載事項)

第三十条の二十三 法第三十四条の十第二項第八号に規定する政令で定める事項は、組織再編成等実施計画の実施に伴う労務に関する事

(新設)

第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置

(実施計画の記載事項)

第三十条の五 法第三十四条の十第二項第八号に規定する政令で定める事項は、実施計画の実施に伴う労務に関する事項とする。

項とする。

(組織再編成等実施計画の認定の要件)

第三十条の二十四 法第三十四条の十第三項第九号(法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める要件は、申請金融機関等(法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等(法第三十四条の十一第二項において準用する場合)にあつては、同条第一項の認定の申請をした法第三十四条の十第五項に規定する認定組織再編成等金融機関等)をいう。第二号において同じ。)が、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十四条の十三第一項(法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。第三十条の二十七第一項第二号において同じ。)の規定により法第三十四条の十第三項(法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。第三十条の二十七第一項各号において同じ。)の認定を取り消された金融機関等又は法第三十四条の十九第一項の規定により法第三十四条の十六第四項の認定を取り消された金融機関等でないこと。

二 (略)

(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の記載事項)

第三十条の二十五 第三十条の二十三の規定は、法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十第二項第八号に規定する

(実施計画の認定の要件)

第三十条の六 法第三十四条の十第三項第九号(法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める要件は、申請金融機関等(法第三十四条の十第二項第一号に規定する申請金融機関等(法第三十四条の十一第二項において準用する場合)にあつては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等)をいう。第二号において同じ。)が、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十四条の十三第一項の規定により法第三十四条の十第三項の認定を取り消された金融機関等でないこと。

二 (略)

(新設)

政令で定める事項について準用する。この場合において、第三十条の二十三中「組織再編成等実施計画」とあるのは、「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」と読み替えるものとする。

(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定の要件)

第三十条の二十六 第三十条の二十四の規定は、法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十第三項第九号(法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、第三十条の二十四中、「申請金融機関等(」とあるのは、「申請金融機関等(法第三十四条の十五第二項において準用する)」と、「規定する申請金融機関等(」とあるのは「規定する申請金融機関等(法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する)」と、「した」とあるのは「した法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する」と、「認定組織再編成等金融機関等」とあるのは「認定経営基盤強化実施金融機関等」と、同条第二号中「対する」とあるのは「対する法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する」と読み替えるものとする。

(共同化措置実施計画の認定の要件)

第三十条の二十七 法第三十四条の十六第四項第八号に規定する政令で定める要件は、申請金融機関等(同条第三項第一号に規定する申請金融機関等をいい、当該申請金融機関等が子会社等である場合に

(新設)

(新設)

あつては、その銀行持株会社等を含む。）が、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十四条の十第三項の認定を受けた金融機関等又は法第三十四条の十六第四項の認定を受けた者でないこと。

二 法第三十四条の十三第一項の規定により法第三十四条の十第三項の認定を取り消された金融機関等又は法第三十四条の十九第一項の規定により法第三十四条の十六第四項の認定を取り消された者でないこと。

2| 法第三十四条の十七第二項において準用する法第三十四条の十六第四項第八号に規定する政令で定める要件は、認定共同化金融機関等（同条第六項に規定する認定共同化金融機関等をいい、当該認定共同化金融機関等が子会社等である場合にあつては、その銀行持株会社等を含む。）が、前項第二号に該当するものであることとする。

第五章 預金保険機構の業務の特例等

（法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる金額の限度額）

第三十二条の二 法第四十三条の二第三項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のいずれか低い金額とする。

一 (略)

第五章 預金保険機構の業務の特例等

（法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てることができる金額の限度額）

第三十二条の二 法第四十三条の二第三項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる金額のいずれか低い金額とする。

一 (略)

二 当該事業年度以前の各事業年度において法第三十四条の二十第六項の規定により法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てた金額（金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）第一条の規定による改正前の法（以下この条及び第三十四条第二号において「旧法」という。）第三十四条の十五第五項の規定により旧法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てた金額を含む。）の合計額を二千億円から控除した金額

（金融機能強化業務の終了の日）

第三十四条 法第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。

一 （略）

二 預金保険機構が法第三十四条の二十四第四項の規定により締結した全ての資金交付契約（同項に規定する資金交付契約をいい、旧法第三十四条の十五第三項の規定により締結した旧法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約を含む。）が終了した日の属する預金保険機構の事業年度の終了の日

第六章 金融機能強化審査会

（事務が終了する日）

第三十四条の二 法第四十八条第一項に規定する政令で定める日は、

二 当該事業年度以前の各事業年度において法第三十四条の十五第五項の規定により法第三十五条第三項の規定による業務の財源に充てた金額の合計額を令和三年三月三十一日を含む事業年度における法第四十三条の二第一項に規定する積立金に相当する金額から控除した金額

（金融機能強化業務の終了の日）

第三十四条 法第四十六条第一項に規定する政令で定める日は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。

一 （略）

二 預金保険機構が法第三十四条の十五第三項の規定により締結した全ての資金交付契約（法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約をいう。）が終了した日の属する預金保険機構の事業年度の終了の日

第六章 金融機能強化審査会

（事務が終了する日）

第三十四条の二 法第四十八条第一項に規定する政令で定める日は、

次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。

一 (略)

二 全ての認定組織再編成等実施計画（法第三十四条の十一第一項に規定する認定組織再編成等実施計画をいう。）及び認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画（法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十一第一項に規定する認定基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画をいう。）並びに認定共同化措置実施計画（法第三十四条の十七第一項に規定する認定共同化措置実施計画をいう。）の実施期間の終了の日

（委員の数の上限）

第三十五条 法第四十九条第一項に規定する政令で定める人数は、七人とする。

第七章 雑則

（都道府県知事への通知）

第三十六条 内閣総理大臣（第二号から第八号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる経営強化計画、経営計画、法第三十四条の九の八第一項に規定する特別経営強化計画、組織再編成等実施計画、基盤的金融

次の各号に掲げる日のいずれか遅い日から六月を経過した日とする。

一 (略)

二 全ての認定実施計画（法第三十四条の十一第一項に規定する認定実施計画をいう。）の実施期間の終了の日

（委員の数の上限）

第三十五条 法第四十九条第一項に規定する政令で定める人数は、六人とする。

第七章 雑則

（都道府県知事への通知）

第三十六条 内閣総理大臣（第二号から第八号までにあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とするものに限る。次項において同じ。）について次に掲げる経営強化計画、経営計画、実施計画、法附則第十六条第一項に規定する特別経営強化計画若しくは資料の提出又は報告を

融サービス経営基盤強化実施計画、共同化措置実施計画若しくは資料の提出又は報告を受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第四条第一項、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第二十七條第一項の規定による経営強化計画の提出、法第三十四條の九の五第二項の規定による特定特例経営強化計画の提出、法第三十四條の十第一項の規定による組織再編成等実施計画の提出、法第三十四條の十五第一項の規定による基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の提出又は法第三十四條の十六第一項の規定による共同化措置実施計画の提出

二 法第九条第一項（法第十四條第十一項において準用する場合を含む。）、第十九條第一項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十條第一項（法第三十四條第十項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の経営強化計画の提出、法第三十四條の十一第一項の規定による変更後の組織再編成等実施計画の提出、法第三十四條の十五第二項において準用する法第三十四條の十一第一項の規定による変更後の基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の提出又は法第三十四條の十七第一項の規定による変更後の共同化措置実施計画の提出

三 法第十条第一項（法第十四條第十一項において準用する場合を含む。）、第二十條第一項（法第二十二條第四項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）、次号及び次項第三号にお

受けたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第四条第一項、第十六条第一項若しくは第三項若しくは第二十七條第一項の規定による経営強化計画の提出、法第三十四條の十第一項の規定による実施計画の提出又は法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化計画の提出

二 法第九条第一項（法第十四條第十一項において準用する場合を含む。）、第十九條第一項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十條第一項の規定による変更後の経営強化計画の提出又は法第三十四條の十一第一項の規定による変更後の実施計画の提出

三 法第十条第一項（法第十四條第十一項において準用する場合を含む。）、第二十條第一項（法第二十二條第四項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十四條第十一

いて同じ。)及び第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)又は第三十一条第一項(法第三十三条第八項及び第三十四条第十項)において準用する場合を含む。)の規定による報告

四 法第十一条第二項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項(法第二十二条第四項及び第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)、第三十二条第二項(法第三十三条第八項及び第三十四条第十項)において準用する場合を含む。)、第三十四条の十二(法第三十四条の十五第二項)において準用する場合を含む。)、又は第三十四条の十八の規定による報告又は資料の提出

五 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項、第二十二条第一項(法第二十四条第十一項)において準用する場合を含む。)、第二十四条第三項、第三十三条第一項(法第三十四条第十項)において準用する場合を含む。)、又は第三十四条第三項の規定による経営強化計画の提出

六 法第二十二条第三項(法第二十四条第十一項)において準用する場合を含む。)、第二十四条第五項、第三十三条第六項(法第三十四条第十項)において準用する場合を含む。)、又は第三十四条第八項の規定による経営計画の提出

七 法第三十四条の九の八第一項の規定による特別経営強化計画の提出又は法第三十四条の九の九第一項の規定による資本整理等実施要綱の提出

八 法第三十四条の九の十第二項、第三十四条の九の十一第二項又

項において準用する場合を含む。)、又は第三十一条第一項(法第三十三条第五項及び第三十四条第七項)において準用する場合を含む。))の規定による報告

四 法第十一条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)、第二十一条第一項(法第二十二条第四項(法第二十四条第十一項)において準用する場合を含む。))及び第二十四条第十一項において準用する場合を含む。)、第三十二条(法第三十三条第五項及び第三十四条第七項)において準用する場合を含む。)、又は第三十四条の十二の規定による報告又は資料の提出

五 法第十二条第一項(法第十四条第十一項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項、第二十二条第一項(法第二十四条第十一項)において準用する場合を含む。)、第二十四条第三項、第三十三条第一項(法第三十四条第七項)において準用する場合を含む。)、又は第三十四条第三項の規定による経営強化計画の提出

六 法第二十二条第三項(法第二十四条第十一項)において準用する場合を含む。)、第二十四条第五項、第三十三条第三項(法第三十四条第七項)において準用する場合を含む。)、又は第三十四条第八項の規定による経営計画の提出

七 法第三十四条の十五第二項(同条第六項)において準用する場合を含む。))又は附則第十八条第二項若しくは第十九条第二項の規定による報告

八 法附則第十六条第一項の規定による特別経営強化計画の提出又

は第三十四条の二十第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による報告

2

内閣総理大臣（第二号から第五号まで及び第七号にあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項又は第三十四条の九の五第四項の規定による決定

二 法第九条第一項若しくは第十二条第一項（これらの規定を法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項若しくは第二十二條第一項（これらの規定を法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）又は第三十条第一項若しくは第三十三條第一項（これらの規定を法第三十四条第十項において準用する場合を含む。）の規定による承認

三 法第十一条第一項及び第二項（これらの規定を法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項及び第二項（これらの規定を法第二十二條第四項及び第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第三十二条（法第三十三條第八項及び第三十四條第十項において準用する場合を含む。）、第三十四条の九の九第四項、第三十四条の十二（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）又は第三十四条の十八の規定による命令

四（略）

は法附則第十七条第一項の規定による資本整理等実施要綱の提出

2

内閣総理大臣（第二号から第四号まで、第六号及び第八号にあつては、金融庁長官）及び厚生労働大臣は、労働金庫について次に掲げる処分をしたときは、当該労働金庫の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

一 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項又は附則第十一条第三項の規定による決定

二 法第九条第一項若しくは第十二条第一項（これらの規定を法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項若しくは第二十二條第一項（これらの規定を法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第三十条第一項又は第三十三條第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認

三 法第十一条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第二十二條第四項（法第二十四條第十一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第三十二条（法第三十三條第五項及び第三十四條第七項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十二又は附則第十七条第四項の規定による命令

四（略）

五| 法第三十四条の九の八第四項又は第三十四条の九の九第二項の
規定による認定

六| 法第三十四条の十第三項（法第三十四条の十五第二項において
準用する場合を含む。）又は第三十四条の十六第四項の規定によ
る認定

七| 法第三十四条の十一第一項（法第三十四条の十五第二項におい
て準用する場合を含む。）又は第三十四条の十七第一項の規定に
よる認定

八| 法第三十四条の十三第一項（法第三十四条の十五第二項におい
て準用する場合を含む。）又は第三十四条の十九第一項の規定に
よる認定の取消し

（削る）

（主務省令）

第三十七条 この政令における主務省令は、次の各号に掲げる金融機
関等及び特定法人（法第三十四条の十六第二項に規定する特定法人
をいう。第一号及び第二号並びに第三十九条において同じ。）の区
分に応じ、当該各号に定める命令とする。

一 法第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第
十三号に掲げる金融機関等並びに同条第七項第一号又は第二号に
掲げる者と共同して法第三十四条の十六第二項の申請をする特定
法人 内閣府令

二 法第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等並びに同

（新設）

五| 法第三十四条の十第三項の規定による認定

六| 法第三十四条の十一第一項の規定による認定

七| 法第三十四条の十三第一項の規定による認定の取消し

八| 法附則第十六条第三項又は第十七条第二項の規定による認定

（主務省令）

第三十七条 この政令における主務省令は、次の各号に掲げる区
分に
応じ、当該各号に定める命令とする。

一 法第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第
十三号に掲げる金融機関等 内閣府令

二 法第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金融機関等 内閣府

条第七項第三号に掲げる者と共同して法第三十四条の十六第二項の申請をする特定法人 内閣府令・厚生労働省令

三 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四条第一項、第十六条第一項から第三項まで及び第二十七条第一項の規定による経営強化計画の受理並びに法第三十四条の九の五第二項の規定による特定特例経営強化計画の受理

二 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条の四第一項及び第三十四条の九の五第四項の規定による決定

三 法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の受理及び法第三十四条の九の五第二項の規定による特定特例経営強化指導計画の受理

四 (略)

五 法第三十四条の十一第一項の規定による組織再編成等実施計画の受理及び法第三十四条の十五第一項の規定による基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の受理並びに法第三十四条の十六第一項及び第二項の規定による共同化措置実施計画の受理

六 法第三十四条の十三第三項(法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。)及び第三十四条の十六第四項の規定による認定

令・厚生労働省令

三 (略)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十八条 法第五十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第四条第一項、第十六条第一項から第三項まで及び第二十七条第一項の規定による経営強化計画の受理並びに法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化計画の受理

二 法第五条第一項、第十七条第一項、第二十八条第一項、第三十条の四第一項及び附則第十一条第三項の規定による決定

三 法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の受理及び法附則第十一条第二項の規定による特定震災特例経営強化指導計画の受理

四 (略)

五 法第三十四条の十一第一項の規定による実施計画の受理

六 法第三十四条の十三第三項の規定による認定

七 法第三十四条の十三第一項（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の十九第一項の規定による認定の取消し

（財務局長等への権限の委任）

第三十九条 法第五十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する金融機関等に係るもの及び特定法人に係るものを除く。）は、金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第十一条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）次号において同じ。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第二十二条第四項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、及び第三十二条第一項（法第三十三条第八項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）の規定によ

七 法第三十四条の十三第一項の規定による認定の取消し

（財務局長等への権限の委任）

第三十九条 金融庁長官は、法第五十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち金融機関等（金融庁長官の指定する金融機関等を除く。）に対する法第十一条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第二十二條第四項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項（法第三十二条（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）、第三十四条の十二又は附則第十七条第四項の規定による監督上の措置を命ずる権限を、当該金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

る命令

二 法第十一条第二項（法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第二十一条第二項（法第二十二条第四項、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項（法第三十三条第八項及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）、第三十四条の九の九第四項、第三十四条の十二（法第三十四条の十五第二項において準用する場合を含む。）及び第三十四条の十八の規定による監督上必要な措置の命令

附則

この政令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（削る）

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項）

第二条 法附則第八条第一項第四号及び第二項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針

二 財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財

務内容を含む。)の健全性及び業務(経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(震災特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例)

第三条 法附則第八条第三項の規定により法第五条第一項の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

(震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項)

第四条 法附則第九条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
- 二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項
 - イ 剰余金の処分(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。)の方針
 - ロ 財務内容(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む)。

(削る)

(削る)

（健全かつ適切な運営の確保のための方策

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

第五条 法附則第九条第三項の規定により法第十七条第一項第七号の規定を適用する場合における第十六条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を変更する際の株式処分等困難要件の特例）

第六条 法附則第九条第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（金融組織再編成を行わない震災特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）

第七条 法附則第十条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（削る）

（削る）

（削る）

(削る)

(震災特別協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項)

第八条 法附則第十条第二項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
- 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項
 - イ 剰余金の処分の方針
 - ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(削る)

(特定震災特別経営強化計画の記載事項)

第九条 法附則第十一条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(削る)

(特定震災特別経営強化指導計画の記載事項)

第十条 法附則第十一条第二項第四号に規定する政令で定める事項は、法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る他の信託の受益

権（第二十五条第一号イに規定する他の信託の受益権をいう。）
他の優先出資（同条第二号イに規定する他の優先出資をいう。）又
は他の特定社債（同条第三号イに規定する他の特定社債をいう。）
であつて法附則第十一條第二項に規定する特定震災特別経営強化指
導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びそ
の内容とする。

（特定震災特別協同組織金融機関に関する信託受益権等の要件の特
例）

第十一條 法附則第十一條第四項の規定により法第二十五条第一項の
規定を適用する場合における第二十五条の規定の適用については、
同条第一号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、協定銀行が
協定の定めにより取得するものの額が当該受益権の総額に占める割
合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するものである」と
あるのは「劣後するものでない」と、同条第二号中「該当する」と
あるのは「該当し、かつ、協定銀行が協定の定めにより取得するも
のの額が当該優先出資の総額に占める割合が十分の九未満である」
と、同号イ中「優先するものである」とあるのは「劣後するもので
ない」と、同条第三号中「該当する」とあるのは「該当し、かつ、
協定銀行が協定の定めにより取得するものの額が当該特定社債の総
額に占める割合が十分の九未満である」と、同号イ中「優先するも
のである」とあるのは「劣後するものでない」とする。

（削る）

(削る)

(経営が改善した旨の認定の要件としての信託受益権等の処分等が困難と認められる場合)

第十二条 法附則第十六条第三項第八号に規定する政令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得した信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

(法附則第二十二條第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項)

第十三条 法附則第二十二條第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

二 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(削る)

三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。）のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画の記載事項）

第十四条 法附則第二十六条第一項第四号及び第二項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針
- 二 財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）

第十五条 法附則第二十六条第三項の規定により法第五条第一項第十号の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用につい

（削る）

（削る）

ては、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

(削る)

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項)
第十六条 法附則第二十七条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
- 二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項
 - イ 剰余金の処分(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。)の方針
 - ロ 財務内容(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(削る)

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例)
第十七条 法附則第二十七条第三項の規定により法第十七条第一項第七号の規定を適用する場合における第十六条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは

、「確保できる」とする。

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を変更する際の株式処分等困難要件の特例）

第十八条 法附則第二十七条第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（金融組織再編成を行わない新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）

第十九条 法附則第二十八条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

（新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）

第二十条 法附則第二十八条第二項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（削る）

（削る）

（削る）

(削る)

	<p>一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項</p> <p>二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 剰余金の処分の方針</p> <p>ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(法附則第二十九条第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項)</p> <p>第二十一条 法附則第二十九条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針</p> <p>二 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二条第三項に規定する信用事業をいう。)のみに充てられることを確保するための体制に関する事項として主務省令で定めるもの</p>
--	---

改正案	現行
<p>（優先出資者が閲覧等を求めることができる書類）</p> <p>第六条 法第二十二條第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。） 同法第三十四條の二第一項（定款の備置き及び閲覧等）、第三十六條の七第三項及び第四項（理事会の議事録）並びに第五十三條の四第二項及び第三項（総会の議事録）の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款、理事会の議事録等及びその写し並びに総会の議事録及びその写し</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下同じ。） 同法第二十九條の二第一項（定款等の備付</p>	<p>（優先出資者が閲覧等を求めることができる書類）</p> <p>第六条 法第二十二條第一項に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める書類とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九條の九第一項第一号（信用協同組合連合会）の事業を行う協同組合連合会に限る。以下この条及び第二十条において同じ。） 中小企業等協同組合法第三十四條の二第一項（定款の備置き及び閲覧等）、第三十六條の七第三項及び第四項（理事会の議事録）並びに第五十三條の四第二項及び第三項（総会の議事録）の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款、理事会の議事録等及びその写し並びに総会の議事録及びその写し</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十條第一項第三号（信用事業）の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。）及び農業協同組合連合会（同号の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。） 同法第二十</p>

け)、第三十五条第一項及び第二項(理事会等の議事録の備付け)並びに第四十六条の四第二項及び第三項(総会の議事録の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款等並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し

六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条及び第十条の二において同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条及び第十条の二において同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条及び第十条の二において同じ。)、及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条及び第十条の二において同じ。)、同法第三十三条の二第一項(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)、第三十九条第一項及び第二項(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)並びに第五十条の四第二項及び第三項(総会の議事録の備付け及び閲覧等)(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款その他の書類並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し

2・3 (略)

九条の二第一項(定款等の備付け)、第三十五条第一項及び第二項(理事会等の議事録の備付け)並びに第四十六条の四第二項及び第三項(総会の議事録の備付け)の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款等並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し

六 漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)、水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)、及び水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号(信用事業)の事業を行うものに限る。以下この条において同じ。)、同法第三十三条の二第一項(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)、第三十九条第一項及び第二項(理事会の議事録の備付け及び閲覧等)並びに第五十条の四第二項及び第三項(総会の議事録の備付け及び閲覧等)(これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。))の規定に基づいて事務所に備え置かれた定款その他の書類並びに理事会、経営管理委員会及び総会の議事録及びその写し

2・3 (略)

(削る)

(資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請)

第九条 (略)

(優先出資に係る資本金等の額の減少の認可申請)

第十条 協同組織金融機関は、法第四十四条第五項の規定による資本金等(同項に規定する資本金等をいう。第十五条第三項第一号及び第三号において同じ。)の額の減少の認可を受けようとするときは、認可申請書に主務省令で定める書類を添付して、これを行政庁に提出しなければならない。

(資本金等の額の減少の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第十条の二 法第四十四条の三第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める債権者は、次の各号に掲げる協同組織金融機関の区分に従い、当該各号に定める債権者とする。

- 一 農林中央金庫 農林債の債権者、保護預り契約に係る債権者その他の農林中央金庫の業務に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの

- 二 信用協同組合及び信用協同組合連合会、信用金庫及び信用金庫

第九条 削除

(資本準備金を資本金として計上する場合の認可申請)

第十条 (略)

(新設)

(新設)

連合会並びに労働金庫及び労働金庫連合会、保護預り契約に係る債権者その他の信用協同組合若しくは信用協同組合連合会、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの

三 農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会並びに水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会、共済契約に係る債権者、保護預り契約に係る債権者その他の農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会の事業に係る多数人を相手方とする定型的契約の債権者で主務省令で定めるもの

(優先出資の消却による登記の申請)

第十五条 (略)

2 (略)

3 法第十五条第一項第三号又は第四号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 剰余金の額の増加に係る資本金等の額が計上されていたことを証する書面

二 法第四十四条の三第二項の規定による公告及び催告(同条第三

(優先出資の消却による登記の申請)

第十五条 (略)

2 (略)

(新設)

項の規定により公告を官報のほか定款の定めに従い同項各号に掲げる方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告(をしたことを証する書面

三 異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

四 第一項各号に掲げる書面

4 法第十五条第一項第五号に掲げる場合における優先出資の消却による法第四十五条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 新たに発行した優先出資の払込金の存在を証する書面
- 二 第一項第二号に掲げる書面

(権限の委任)

第二十三条 法第五十一条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

- 一 法第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第

(新設)

(権限の委任)

第二十三条 法第五十一条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

- 一 法第六条第一項、第八条第一項、第十五条第二項、第十六条第

三項、第三十五条第三項、第四十二条第四項ただし書及び第四十
四条第五項の規定による認可

二・三 (略)

三項、第三十五条第三項及び第四十二条第四項ただし書の規定に
よる認可

二・三 (略)

改正案	現行
<p>（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号</p>	<p>（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）</p> <p>第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号</p>

に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。） 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式又は出資（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下イにおいて同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う出資の消却及び優先出資法第十五条第一項（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ・ハ （略）

二・三 （略）

（取得勧誘において少数人向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一 （略）

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第一号、第一条の八の四第三号イ、第二条の四の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。） 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ・ハ （略）

二・三 （略）

（取得勧誘において少数人向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一 （略）

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式又は出資（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下(1)において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う出資の消却及び優先出資法第十五条第一項（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

（売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式又は出資（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下イにおいて同じ。）に係る剰余金の

イ 株券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

（売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の

配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う出資の消却及び優先出資法第十五条第一項（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ・ハ（略）

二・三（略）

（売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四 法第二十四条第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一・二（略）

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式又は出資（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。以下(1)において同じ。）に係る剰余金の配当、残余財産の分配、剰余金を用いて行う出資の消却及び優先出資法第十五条第一項（第二号及び第五号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容

分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

ロ・ハ（略）

二・三（略）

（売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四 法第二十四条第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一・二（略）

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1) 当該株券等の発行者が、当該株券等と同一の内容（株式又は出資（優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資を含む。）若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却についての内容に限る。）を表示した株券等で

に限る。)を表示した株券等であつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

四 (略)

あつて法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するものを既に発行している者でないこと。

(2) (略)

ロ・ハ (略)

四 (略)

四 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律施行令（平成十年政令第三百四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（金融機能早期健全化業務の終了の日）</p> <p>第五条 法第十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等及び取得貸付債権の全部につきその処分に係る対価を受領し、若しくはその返済（償還、払戻し又は残余財産の分配を含む。）を受けた日又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第十五号）第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号。以下この条において「旧金融機能強化法」という。）附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が同条第四項の規定により適用される旧金融機能強化法第三十五条第一項に規定する協定の定めにより取得した旧金融機能強化法第二十五条第一項に規定する信託受益権等の全部につき次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった日のいずれか遅い日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該信託受益権等に係る旧金融機能強化法第二十五条第一項に規定する取得優先出資等の発行者又は債務者である旧金融機能強化法附則第十一条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機能について旧金融機能強化法附則第十六条第三項の認定が行われ</p>	<p>（金融機能早期健全化業務の終了の日）</p> <p>第五条 法第十八条第一項に規定する政令で定める日は、協定銀行が取得株式等及び取得貸付債権の全部につきその処分に係る対価を受領し、若しくはその返済（償還、払戻し又は残余財産の分配を含む。）を受けた日又は金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が同条第四項の規定により適用される同法第三十五条第一項に規定する協定の定めにより取得した同法第二十五条第一項に規定する信託受益権等の全部につき次に掲げる要件のいずれかに該当することとなった日のいずれか遅い日の属する協定銀行の事業年度の終了の日から六月を経過した日とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該信託受益権等に係る金融機能の強化のための特別措置に関する法律第二十五条第一項に規定する取得優先出資等の発行者又は債務者である同法附則第十一条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機能について同法附則第十六条第三項の認定が行わ</p>

た日

三 前号に規定する特定震災特例協同組織金融機関に係る資本整理
(旧金融機能強化法附則第十七条第一項に規定する資本整理をい
う。) に関し旧金融機能強化法附則第二十一条第一項又は第三項
に規定する繰入れが行われた日

れた日

三 前号に規定する特定震災特例協同組織金融機関に係る資本整理
(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十七条第
一項に規定する資本整理をいう。) に関し同法附則第二十一条第
一項又は第三項に規定する繰入れが行われた日